

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年9月6日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

県央農第1802号
平成25年8月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年7月31日付け石監査第203号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	県央農林 総合事務所	公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 さらに、安全運転等の推進を図るべく、自治研修センターで開催されている「自動車運転技術向上研修」を受講し、また、金沢西警察署等の協力のもと全職員を対象とした交通安全講習会を開催しました。 今後このようなことがないように、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故防止に努めます。

南加農第 2 1 4 2 号
平成 2 5 年 8 月 2 0 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成 2 5 年 7 月 3 1 日付け石監査第 2 0 3 号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	南加賀農林 総合事務所	公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 さらに、安全運転等の推進を図るべく、自治研修センターで開催されている「自動車運転技術向上研修」を受講し、また、小松警察署等の協力のもと全職員を対象とした交通安全講習会を開催しました。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故防止に努めます。

経 第 8 9 1 号
平成 2 5 年 8 月 1 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成 2 5 年 7 月 3 1 日付け石監査第 2 0 3 号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。</p>	経営支援課	<p>公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図るとともに、自動車運転技術向上研修に関係職員を参加させるなど再発防止に努めました。</p>